

東京大学業務構造変革本部内規

令和7年10月16日

総 長 裁 定

(趣旨)

第1条 この内規は、東京大学基本組織規則第13条第2項の規定に基づく室として総長室に設置される東京大学業務構造変革本部（以下「変革本部」という。）の組織及び運営について、必要な事項を定める。

(業務)

第2条 変革本部は、教育研究活動の活性化を図り、財務状況の改善を実現するため、本学の事務系職員が携わる業務のあり方その他の業務構造の変革に関し、次の各号に掲げる業務を実施する。

- (1) 支出の最適化その他のコスト構造の変革に関する事項の企画立案
- (2) 東京大学事務組織規則（平成16年東大規則第151号）第2条に規定する本部の事務組織及び第3条に規定する教育研究部局等の事務組織における組織構造の変革を含む組織生産性の改善に関する事項の企画立案
- (3) その他本学の財務状況の改善を実現するために必要な業務構造の変革に関する事項の企画立案

2 前項に掲げる業務の実施にあたり、変革本部は、必要に応じDX本部及びHR経営本部と連携する。

(組織)

第3条 変革本部に、本部長、副本部長及び本部員を置く。

(本部長)

第4条 本部長は、本学の理事のうちから総長が指名する者をもって充てる。

2 本部長は、本部の業務を統括する。

(副本部長)

第5条 副本部長は、本学教職員のうちから、本部長が指名する者をもって充てる。

2 副本部長は、本部長を補佐する。

(本部員)

第6条 本部員は、本部長が指名する者をもって充てる。

(事務)

第7条 変革本部の事務は、関係部署の協力を得て、本部経営戦略課及び本部財務課において処理する。

(補則)

第8条 この内規に定めるもののほか、変革本部の組織及び運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この裁定は、令和7年10月16日から実施する。